

大津いじめ事案に係る滋賀県教育委員会の対応について

1 経過

【平成23年】

- 10月11日 朝、中学2年生男子生徒が自宅マンションから転落して自殺
- 13日 遺族が学校、市教委に対して、調査を要請
- 17日 全校生徒を対象としたアンケート調査を実施
- ～19日
- 28日 学校が遺族へ調査結果を報告
- 11月2日 大津市教委がいじめ行為を認める発表

【平成24年】

- 2月24日 遺族が加害生徒・保護者、大津市に対し損害賠償請求を地裁に提訴
- 5月22日 大津市いじめ事案第一回口頭弁論
- 7月4日 大津市いじめ事案アンケート内に「自殺の練習」等の記載があったことが報道
- 6日 大津市長が「第三者機関を立ち上げ、アンケート調査について再調査を実施する」と発表
- 11日 県教委が「いじめから子どもを守るための緊急対策チーム会議（庁内）、緊急対策会議（市町教委・小中高校長代表）」を開催（第1回）
滋賀県警察が大津市教委・当該校への家宅捜索を実施
- 12日 当該校が保護者会を開催。約700名の保護者が参加
- 17日 大津市いじめ事案第二回口頭弁論
- 20日 いじめから子どもを守るための緊急対策会議（市町教育委員会教育長会議、高等学校等校長会議）の開催
- 26日 警察による生徒への個別の情報収集が開始
- 30日 いじめから子どもを守るための緊急対策チーム会議、緊急対策会議を開催（第2回）

2 現状と課題

□ 現状

- ・当該校へは、7月11日からスクールカウンセラーを2名と指導主事2名を常駐させ、生徒の心の安定と、学校の状況把握や指導を実施
- ・大津市教委へは、指導主事1名を常駐させ、連携しながら学校への指導を実施
- ・県全域には、これまでのいじめ事案の再点検や各市町の組織的な対応の再点検など、いじめ防止に向けた対応を指導

□ 課題

- ・事実確認などの学校の対応が不十分であったため事案の発生を防げなかったことから、生徒を主眼においた未然防止、早期発見、早期対応がしっかりできる体制が必要
- ・重大な事案発生後の調査活動や遺族への対応が不十分であったため信頼を失うこととなったことから、教育委員会が主体となる事実究明や生徒の心のケア、遺族対応等の組織的な取組が必要

3 今後の対応

知事を本部長とする対策本部を設置し、県の関係部局の連携の下に、いじめから子どもを守るための恒久的な対策を確立

- 人間の尊厳や人の命を大切にする心の教育の徹底
- 地域の力を借りた組織（学校支援地域組織）の設置に対する支援
- 早期発見、対応のためのスクールカウンセラーの増員等の人的支援
- 解決困難事案に学校や教育委員会が早急に対応できる人材の確保、派遣等の支援
（例）緊急支援専門家チーム（臨床心理士、弁護士、医師等、緊急時に必要とされる人材、外部第三者委員会設立に協力できる人材の確保）
- 学校内にいじめの対応を専任とする人材を置くための財政的支援
- 「ストップいじめアクションプラン」を改訂し、いじめ事案の未然防止、早期発見・対応のための指針を提示
 - ・いじめが繰り返し起こる背景等の分析に基づく教育活動全般にわたる未然防止対策
 - ・重大事案発生時のリスクマネジメント、学校における組織的対応のあり方
 - ・教育委員会が主体となった指導のあり方
- 市町教委との連携による緊急対策会議を継続し、いじめに関する対応や課題を協議